

－特定建築物定期調査報告書作成に際して－

● 調査建物に防火設備（随時閉鎖扉）がある場合

「第二面【7.備考】随時閉鎖又は作動できる防火設備（防火ダンパーを除く。）」ならびに、「調査結果表 No.8」最下段、「その他確認事項(法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無)」欄の ☐有 にチェックを入れ、（ 階）に対象の扉が設けられているすべての階を明示する必要があります。

● 「調査結果表 No.8」最下段、「その他確認事項(法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無)」欄について

文中「検査を要する防火設備の有無」とありますが、当センターが定期報告業務を受託している兵庫県をはじめとする特定行政庁では、あらかじめ「防火設備定期検査報告」の該当項目を指定しています。検査を必要とする（報告対象）建物の有無にかかわらず、「随時閉鎖防火戸」があるものは、☐有 にチェックを入れて調査結果表を作成してください。

● 関連 調査結果表 No.7 4(31)～(34)の防火設備について

※神戸市を除く兵庫県

4(31)～(34)は、通常「常時閉鎖防火戸」についての調査欄ですが、「防火設備定期検査報告」の対象でない建物の随時閉鎖防火戸の調査が漏れ落ちてしまうため、常時閉鎖ならびに、随時閉鎖防火戸の状態を報告願います。

※随時閉鎖防火戸の動作確認は、別途防火設備検査員による検査が義務付けされているため目視での状態を報告してください。